

子育て応援のボランティア はじめませんか？

堺市ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしたい方（提供会員）と応援を受けたい方（依頼会員）が、会員となり、子育てを地域で相互援助する会員組織です。

現在、子育ての応援をしたい**提供会員**を**大募集**！ぜひあなたの力をお貸しください！

提供会員は有償の助け合い活動です！

- おおむね7:00～21:00の間で、可能な時間帯の援助をお願いしています。
- 活動時間に応じて利用料金を受け取ることができます。(1時間700円)

提供会員になる条件は？

- 堺市在住で、20歳以上の心身ともに健康な方

提供会員はどうやってなるの？

- 1 「さかいチャイルドサポーター研修(地域保育コース)※」を受講
(毎年6月と10月開講予定。5日間程度で計28.5時間)

※保育士資格をお持ちの方は、基本研修8時間が免除になります。

- 2 研修修了後に、堺市ファミリー・サポート・センターに会員登録

登録証をお渡しします。また、安心して活動していただくための研修も用意していますので、フォローアップも十分！



あなたの援助を待っています。

こんな活動があります♪

- 学校や保育施設等への送迎
- 通院など一時的な保護者の外出時の預かり
- こどもの習い事への送迎
- 残業時のお迎えや預かり

こどもの送迎のみの活動でも大歓迎!!



詳細は、ホームページをご覧ください!



令和8年度 ボランティア活動保険の受付について

国内でのボランティア活動中の事故に備える「ボランティア活動保険(傷害・賠償責任)」の加入受付を行っています。

現在加入中の方が継続する場合は、3月31日までに手続きが必要です(4月1日以降の加入も可能です)。



補償期間

令和8年4月1日(または加入日の翌日)～令和9年3月31日

保険料

補償内容により異なります
(参考(前年度実績):年間一人あたり300円または500円、天災危険補償特約付きは600円)

申込先

地域福祉課(TEL:072-232-5420)
または 下記各区事務所

※上記のほか、イベントなどに1日から加入できる「ボランティア・市民活動行事保険」や、NPO法人等向けの「非営利・有償活動団体保険」もあります。



地域での活動がはじまります!



問合せ：堺市ファミリー・サポート・センター
TEL：072-222-8066

中区

中よしひろば 第61号

- 地域活動推進係 TEL:072-270-4066 FAX:072-270-4088
- 中基幹型包括支援センター TEL:072-270-8268 FAX:072-270-8288

中区事務所 プログ

中区事務所

社会福祉法人
堺市社会福祉協議会

〒599-8236 堺市中区深井沢町2470番地7
堺市中区役所1階
E-mail naka@sakai-syakyu.net

いつでもウェルカム!

中区の集いの場!「もくいち会」

中区ボランティア相談コーナーでは中区役所周辺の掃除をする清掃ボランティア活動を行っています。「ボランティアをしてみたい」「誰かと交流したい」「自分のペースで活動したい」など、どなたでも参加していただけます。

活動内容 中区役所周辺の清掃活動

活動日 毎月第1木曜日 10:00～

※当日午前8時に雨が降っていれば中止します。

年間予定 令和8年4月2日、5月7日、6月4日、7月2日、

10月1日、11月5日、12月3日

令和9年2月4日、3月4日 ※8月・9月・1月はお休み

集合場所 中区役所 東側広場

参加方法など

- 事前の申込は不要です。活動日に直接集合場所へお越しください。(初めての活動に不安のある方は、下記にご連絡ください)
- 当日は動きやすい服装でご参加ください。可能であれば軍手等もお持ちください。
- 飲料が必要な方は、各自でご用意ください。

もくいち会
キャラクター
もくちゃん



ボランティア募集中!



ボランティア相談コーナーでは、情報発信や活動の相談など、“ボランティアをしたい人”と“ボランティアを受け入れたい人”のマッチングを行っています。まずは気軽にお立ち寄りください!

問合せ 地域活動推進係 TEL:072-270-4066

防ごう! 高齢者虐待

高齢者(65歳以上)の虐待とは、家族などの養護者(介護者)または養介護施設従事者などによる次のような行為を虐待と定義しています。



●こんなことが虐待になります

類型	例
身体的虐待	たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせるなど ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与えるなど
介護・世話の放棄、放任	空腹、脱水、低栄養状態のままにするなど おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど
心理的虐待	排せつなどの失敗に対して恥をかかせること 子ども扱いする、怒鳴る、悪口を言う、無視するなど
性的虐待	懲罰的に下半身を裸にして放置するなど キス、性器への接触など
経済的虐待	本人のお金を必要な額を渡さない、使わせないなど 本人の不動産、年金、預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

●虐待に気づいたら

虐待を止めることは虐待をしている養護者(介護者)のためにも必要なことです。相談は匿名で行うこともでき、相談内容などの秘密は守られます。迷ったときは、下記の相談窓口へ連絡してください。

窓口	担当校区	所在地	電話番号
中区役所 地域福祉課	中区全域	中区深井沢町2470-7(中区役所2階)	270-8195
中第1地域包括支援センター	八田荘西・八田荘・深井・深井西	中区深井中町1888-14	276-0800
中第2地域包括支援センター	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	中区土塔町2028	234-6500
中第3地域包括支援センター	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器	中区東山841-1	234-2006
中基幹型包括支援センター	中区全域	中区深井沢町2470-7(中区役所1階)	270-8268

●虐待が起きない地域づくりのために

虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが望まれます。

こんなことに気をつけてみましょう!

- 見守り…最近姿を見ない。夜になっても部屋の明かりがつかない。
- 挨拶…日常生活での声掛け